

大分県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			3.2E-1	1.7E+1	16.9
64	エトフェンプロックス	1.8E+1	1.7E+1	4.7E+0	1.3E+1	52.8
117	テブコナゾール				1.3E+0	1.3
139	トラロメトリン			4.5E+0	9.9E-1	5.5
140	フェンプロパトリン			2.1E+0		2.1
153	テトラメトリン	2.0E+2	9.3E+0	1.8E+2	5.0E-2	381.8
181	ジクロロベンゼン	4.2E+2	2.6E+2			672.7
225	トリクロルホン		8.8E+0			8.8
248	ダイアジノン		9.3E-1			0.9
251	フェニトロチオン		2.3E+2	2.7E+0		234.7
252	フェンチオン	4.3E+0	8.5E+1	4.3E+0		93.7
256	デカン酸				1.9E+0	1.9
350	ペルメトリン	2.4E+1	4.7E+1	1.5E+1	2.7E+1	113.2
405	ほう素化合物		9.5E-2	4.1E+1	6.0E-1	41.5
427	カルバリル			1.5E+2		154.4
428	フェノブカルブ			1.0E+2	7.3E+1	172.8
457	ジクロールボス	8.9E+1	8.4E+2			926.5
合 計		7.5E+2	1.5E+3	5.0E+2	1.3E+2	2881.6

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等